

定款付属

会費納入の特例措置に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、会員の除籍及び復籍を規定する定款第14条第1項ただし書きに定める、止むを得ない事由があるときは除籍を適用しない旨の規定の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(特例措置による救済)

第2条 入会を継続する積極的な意思のある会員が、止むを得ない事由により会費の期限内納入が困難になり不本意除籍または不本意退会を余儀なくするときは、本規則の定めるところにより会費の延納または免除の特例措置を以って救済することができるものとする。

(適用事由)

第3条 第2条及び定款第14条第1項但し書きに規定する、止むを得ない事由とは次の各号に掲げる事由とする。

- (1) 心身の疾病により長期に亘る療養中または加療の必要があるとき
- (2) 本人の責任に帰すことができない不慮の事故、類火、自然災害等により甚大な損害を被ったとき
- (3) 経済的な事由により延納を申し出たとき
- (4) その他、理事会が止むを得ない事由と認めたとき

(適用の申し出と会長への上申)

第4条 特例措置の適用を受けようとするときは、本人または本人が委任した会員等が支部長または支部推薦理事（以下、理事という）に対し、第3条各号の一に該当する事由を、口頭若しくは書面等で説明し特例措置の適用を申し出るものとする。

- 2 前項の申し出を受けた支部長または理事が、当該事由が第3条各号の一に該当すると認めるときは、会長に特例措置の適用を上申するものとする。
- 3 支部長が退会届を受け付けたとき、その退会事由若しくはその他の情報から判断して第3条各号の事由の一に該当すると判断したときは、本人の意思を確認のうえ支部長が申し出を代行して会長に特例措置の適用を上申するものとする。

(裁定)

第5条 第4条第2項及び第3項の上申を受けた会長は、その上申の裁定を理事会に諮り、理事会の決議によりその諾否並びに適用する措置を裁決するものとする。

- 2 理事会が第3条第1号の事由（疾病等）に該当すると裁決したときは、その病状が改善または完治して社会復帰するまでの期間、会費を免除する特例措置を適用する。
- 3 理事会が第3条第2号の事由（不慮の事故等）に該当すると裁決したときは、適用期限を定めて会費を免除する特例措置を適用する。
- 4 理事会が第3条第3号の事由（自己都合）による延納を承認したときは、適用期限を当該事業年度末限りとする。
- 5 理事会が第3条第4号のその他の事由を認める裁決をするときは、会費の延納または免除及び適用期限を定めて裁決した特別措置を適用する。ただし延納の適用期限は当該事業年度末限りとする。

(本人への通知)

第6条 理事会が特例措置適用の諾否を裁決したときは、会長が本人に裁決の結果並びに適用する特例措置の内容を明記した通知書を以って通知するものとする。

(適用期間中の権利義務)

第7条 会費の免除または延納の特例措置を適用中は、会費の納入を除き会員としてのその他の権利義務を継続する

ものとする。

(適用停止の申し出と適用の終了)

第8条 特例措置の適用を受けている会員は、適用事由の状況が改善または消滅したときは速やかに支部長または支部選出理事を通じて会長に特例措置の適用停止を申し出るものとし、会費の延納の適用を受けていたときは速やかに清算を行うものとする。

2 会長は、当該会員の申し出及び年会費の納入を確認したときは特例措置の適用を終了し、その旨を本人及び理事会に特例措置の終了を通知するものとする。

(適用期間中の退会)

第9条 特例措置の適用を受けている者が、適用期間中に退会届を提出したときの取扱いは次の通りとする。

- (1) 会費免除の措置を受けていた者は、退会とする。
- (2) 会費延納の措置を受けていた者が年会費の清算納入をしたときは、退会とする。
- (3) 会費の延納措置を受けていた者が年会費の清算納入をしないときは、会費未納者として除籍する。

(特例措置の打ち切り)

第10条 特例措置の適用を受けている者が、その適用期限内(延長期限を含む)に第8条第1項の適用停止の申し出が無いときは、期限日を以って特例措置の適用を打ち切るものとし、その後の取扱いは次の通りとする。

- (1) 会費免除の措置を受けていた者は、退会したものと見做す。
- (2) 会費延納の措置を受けていた者は、会費未納者として除籍する。

(守秘義務)

第11条 本規則による特例措置の適用に関する情報の取扱いについては、その審議過程も含めて知り得た情報の守秘について十分な注意を払う義務があるものとし、法令の定めるところによる議事録の閲覧要求または問合せを除き、裁定の内容等については当事者以外に公表しないものとする。

附則

1 この規則は2010年10月8日から施行する。